

遠隔

手話

通訳サービス



京都府
Kyoto Prefecture

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

お問合せ先

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

法人事業本部 地域福祉統括事業部

意思疎通支援部派遣事業課 遠隔手話通訳サービス担当

FAX 075-841-8312

TEL 075-841-8337

(土日祝を除く 平日 9:00~17:00)

http://www.kyoto-chogen.or.jp/remotesignlanguage/remote_information.php



遠

隔

手

話

通

訳

サ

ー

ビ

ス



京都府

Kyoto Prefecture



社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

①遠隔手話通訳サービスとは

- 窓口職員等が手話による対応ができない
- 感染リスクがあり、手話通訳が同行できない等の場合、スマートフォンやタブレット端末を利用してオペレーターによる手話通訳を受けることができるシステムです。



利用者側

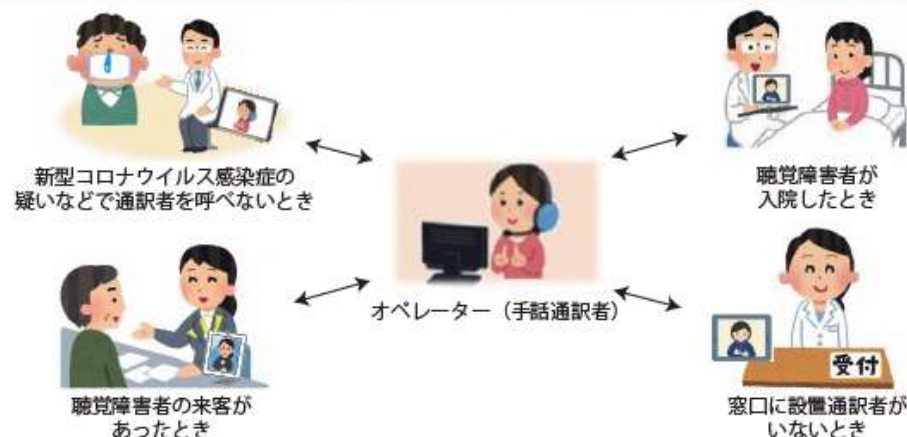


インターネット接続



通訳者側

②遠隔手話通訳サービスがあれば便利な場面



③遠隔手話通訳サービスご利用イメージ

- ①タブレット（スマートフォン）を設置
話し手とオペレーター（手話通訳者）が同時に見える位置に設置します。
- ②タブレットの角度を調整
聴覚障害者の手話が映るように、角度を調整します。
- ③聴覚障害者
タブレットに向かって手話で話します。
- ④オペレーター（手話通訳者）
手話を読み取り、音声で伝えます。
- ⑤聞こえる方
タブレットから音声聞こえてきます。タブレットに向かって話してください。
- ⑥オペレーター（手話通訳者）
音声を聴覚障害者に手話で伝えます。



④ご利用のご案内

1. 対象者
京都府にお住まいの聴覚障害者
2. ご利用範囲
京都府内の公的機関・医療機関など
3. ご利用可能日時
土日祝を除く 平日9:00~17:00

※本サービスは事前予約制です。

1営業日前までにお申込みください。

ご予約状況により、お断りさせていただく場合がございます。

詳しくは京都聴覚言語障害者福祉協会のHPをご参照ください。

<http://www.kyoto-chogen.or.jp/remotesignlanguage/>



⑤ご利用の流れ

本サービスはスマートフォン及び、タブレット端末からアプリを利用して遠隔で手話通訳を行います。
下記フローをご確認の上、手続きをお願いいたします。

